

特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針

(令和2年3月2日環循適発第2003027号環境大臣決定)

【目次】

はじめに

第1章 特定既存単独処理浄化槽の措置の検討

1. 法に定義される特定既存単独処理浄化槽
2. 具体の事案に対する措置の検討
 - (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の概要
 - (2) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の要否の判断
 - (3) 11条検査と立入検査の関係

第2章 特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考となる考え方

1. 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項
2. 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報

第3章 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施

1. 立入検査
 - (1) 立入検査の実施
 - (2) 指定検査機関との連携
2. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への助言又は指導
 - (1) 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への告知
 - (2) 助言又は指導後の対応
3. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への勧告
4. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への命令
 - (1) 弁明の機会の付与
 - (2) 命令の通知
 - (3) 処分等の求め
5. 勧告又は命令後の対応

[別紙1] 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

[別紙2] 判定の考え方

[別紙3] 特定既存単独処理浄化槽の措置の参考となる考え方

はじめに

合併処理浄化槽は、処理性能が優れており、良好な水環境の保全に寄与する恒久的な生活排水処理施設である。一般家庭向けのものは自動車一台程度の広さがあれば設置でき、地勢の影響を受けにくく、かつ、短期間で設置できることから、経済的で投資効果の発現が早いという特長を持っている。合併処理浄化槽は、同じ生活排水処理施設である集合処理施設等と同等の処理機能を有していることから、近年の人口減少等の社会情勢や市町村財政の緊縮とあいまって、合併処理浄化槽による汚水処理施設の整備が進んでいる。また、合併処理浄化槽は生活排水を発生源で処理することから、身近な小川や水路に処理水を放流することで河川の水量を維持することができるとともに、清流を回復させる効果もあり、環境保全上健全な水循環に資する。さらに、近年の大規模災害においても被害を受けても復旧が早く災害対応力もあり、強靭なまちづくりの観点からも大きく期待されている。

合併処理浄化槽の役割が高まる一方、現在は新設が禁止されている、し尿のみを処理し生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽が数多く残存している問題が存在している。単独処理浄化槽は昭和30年代後半から昭和50年代の高度成長期にかけて、下水道の普及に伴い下水道未普及地域における水洗化要求の高まりを受けて急速に整備されたものである。一方で単独処理浄化槽からの放流水による公共用海域への影響、水質汚濁が社会問題となり、平成12年に浄化槽法（昭和58年法律第43号）が改正され、平成13年4月1日より原則として単独処理浄化槽の新規設置が禁止されている。以後、設置基数は緩やかに減少しているものの、平成30年度末時点において浄化槽全設置基数約756万基の50%にあたる約381万基が残存している。

これらの単独処理浄化槽は、普及し始めてから、40～50年経過するものも存在しており、40年以上経過しているものは推計で約100万基も残存している。浄化槽法第11条第1項に定める指定検査機関の行う水質に関する検査（以下「11条検査」という。）の結果から、変形、漏水等をしている事例も約6,000件みられており、処理不十分なし尿の漏出による公衆衛生への影響も懸念されるので、老朽化した単独処理浄化槽は特に合併処理浄化槽への転換を進める必要がある。さらに、この単独処理浄化槽の11条検査の受検率は25%に過ぎず、大量に存在する未受検単独処理浄化槽の中には、老朽化により浄化槽本体が破損や変形、漏水しているものや管理状態が悪いことによりし尿が適切に処理されていない単独処理浄化槽も発生している可能性がある。

令和元年6月19日に公布された「浄化槽法の一部を改正する法律」（令和元年法律第40号。以下「改正法」という。）において、そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い既存単独処理浄化槽（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）について、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）が除却等の助言又は指導、勧告、命令を行うことができる規定が設けられた。都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し適切な措置を講ずべきであるが、これらの措置については、強い公権力の行使を伴う行為が含まれることから、その措置に係る手続についての透明性及び適正性の確保が求められるところである。

以上を踏まえ、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第3号）による改正後の環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「規則」という。）附則第2項の規定に基づき、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（以下「指針」という。）を定めるものである。

本指針は、特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる考え方及び特定既存単独処理浄化槽に対する

措置に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示すものである。したがって、各地方公共団体において地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判定基準を定めること等により特定既存単独処理浄化槽に対応することが適當である。また、措置に係る手続については、必要に応じて、手続を付加することや法令等に抵触しない範囲で手続を省略することを妨げるものではない。なお、改正法による改正後の浄化槽法（以下「法」という。）附則第11条第1項及び第2項に基づく助言又は指導及び勧告については、本指針においては行政手続法（平成5年法律第88号）に沿って記載しているところ、同法第3条第3項により都道府県知事が行う行政指導については同法第4章及び第4章の2の規定が適用除外とされていることから、実務的には本指針を参考としつつ、各地方公共団体が定める行政手続条例等によることとなる。

また、本指針は、今後、法に基づく措置の事例等の知見の集積を踏まえ、適宜見直される場合があることを申し添える。

第1章 特定既存単独処理浄化槽の措置の検討

1. 法に定義される特定既存単独処理浄化槽

特定既存単独処理浄化槽は、既存単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものと定義されている（法附則第11条第1項）。

2. 具体の事案に対する措置の検討

（1）特定既存単独処理浄化槽に対する措置の概要

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導（法附則第11条第1項）、勧告（同条第2項）及び命令（同条第3項）することができるとともに、命令に違反した者については30万円以下の罰金に処せられる（同条第5項）。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑が科せられる（同条第6項）。

法に定める特定既存単独処理浄化槽として、法の規定を適用する場合は、法附則第11条に基づく助言又は指導、勧告及び命令の手続を、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、法により対応しようとするのであれば同様である。

なお、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域及び同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内の単独処理浄化槽についても、特定既存単独処理浄化槽の措置の対象となり得る。

（2）特定既存単独処理浄化槽に対する措置の要否の判断

特定既存単独処理浄化槽のみならず、それ以外の既存単独処理浄化槽も生活雑排水を直接放流することで環境への負荷が生じており、時間の経過とともに浄化槽自体の劣化が進行して特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれも高まる。このことから、特定既存単独処理浄化槽に該当しない既存単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換を進めていくことが必要である。

特定既存単独処理浄化槽として法附則第11条に定める措置を実施するためには、第2章を参考に、立入検査を実施して、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるかを確認する必要があるが、措置の実施に入る前の段階で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の必要性の理解を求め、自主的な転換を進めることが重要であり、

- ・浄化槽管理者に改善の意思はあるものの、その対処方策が分からない
- ・経済的な負担から対策を躊躇している

等の場合には、状況に応じて、浄化槽関連業者の紹介や、宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への交換の予算制度の紹介等により、転換を進めることも考えられる。

このような自主的な転換は、これまで進められてきているところであり、平成12年改正法附則第3条で転換の努力義務が課せられているものであって、当然のことながら特定既存単独処理浄化槽との判定を待たずに実施できるものである。法第54条の規定により地方公共団体が組織する協議会なども活用しながら、自主的な転換を行うよう、浄化槽管理者の理解を求めることが重要である。

(3) 11条検査と立入検査の関係

特定既存単独処理浄化槽の把握には、指定検査機関による11条検査の結果が最も重要である。11条検査は法に基づき受検の義務づけがなされていることから、浄化槽管理者に対する受検の指導を進めいく必要がある。

都道府県知事は、11条検査の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、受検確保のために必要な助言及び指導を行うことができる（法第12条の2第1項）。また、浄化槽管理者が11条検査を受検していない場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、11条検査を受検すべき旨の勧告をすることができ（同条第2項）、勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第3項）。命令に違反した者については30万円以下の過料に処せられる（法第66条の2）。

11条検査と、特定既存単独処理浄化槽の判定のための立入検査は、その目的や実施主体が異なるが、検査内容としては重なる部分も多い。11条検査を受検している浄化槽管理者との公平性の観点からも、助言及び指導にとどまらず、勧告、命令、罰則という手続も含めて、浄化槽管理者に11条検査の実施を求める必要がある。

他方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の実情に照らして、悪影響の程度や危険等の切迫性が高い場合においてまで、浄化槽管理者自ら11条検査を実施するのを待つのは適切ではない。そのような場合には、11条検査の受検を求める手続と並行して、行政自ら立入検査を実施することで、特定既存単独処理浄化槽の措置を迅速に講ずることが考えられる。

第2章 特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考となる考え方

特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるに際しては、既存単独処理浄化槽がそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態であるか否かを判断するとともに、当該既存単独処理浄化槽がもたらす周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある。

また、特定既存単独処理浄化槽は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判定することははじまない。特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるか否かについては、下記1.を参考に特定既存単独処理浄化槽と認められる既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等を勘案して、総合的に判定されるべきものである。なお、その際、下記2.の情報を根拠とするほか、法第54条に基づく協議会等において意見を聞くことも考えられる。

1. 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等が考えられる。

既存単独処理浄化槽が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の生活環境、公衆衛生等にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、その状態が継続された場合のもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かを判定する。その際の判定基準は一律とする必要はないが、

別紙1、別紙2を参考に、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の実情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を判定することとなる。外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみられる場合は、悪影響の程度や危険等の切迫性が有り、措置の緊急性が高いと判定することも考えられる。

周辺環境への影響に関して、例えば、水道水源の湖沼等において条例により単独処理浄化槽に対して規制が適用される場合や生活排水の排出に対して何らかの規制がなされる地域に位置する場合、あるいは浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸が近接している場合等は、特定既存単独処理浄化槽として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、除却を行い合併処理浄化槽に交換するか、補修や附帯設備の交換により既存単独処理浄化槽として使用し続けるか、その後の対応も含めて判定することになる。なお、その際には合併処理浄化槽へ転換した場合の費用との関係性も留意する必要がある。

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみられて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられる。一方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や附帯設備の交換を措置として求めて既存単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられるが、この場合においても、補修や附帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、附帯設備の破損、変形、脱落等が再発したりすることによって、周辺環境への影響が懸念される事態になり緊急性が高まることがありえる。

このようなことから、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯設備の交換を行うかの判定を行うことになる。なお、その際には合併処理浄化槽へ転換した場合の費用との関係性も留意する必要がある。

特定既存単独処理浄化槽の措置の参考となる考え方については別紙3に示す。

2. 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報

特定既存単独処理浄化槽の把握には、指定検査機関による11条検査の結果が最も重要である。11条検査は浄化槽法に基づき受検の義務づけがなされていることから浄化槽管理者に対する受検の指導を進めていく必要がある。

11条検査を受検している浄化槽については、その結果の報告により特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る既存単独処理浄化槽を把握したうえで、指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行うこと。

11条検査を受検していない浄化槽については、浄化槽台帳に集積された情報（設置情報（設置年、処理方式等）や管理情報（保守点検、清掃）、協議会や報告徴収制度を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等）から浄化槽をスクリーニングしたうえで選定を行い、指定検査機関と連携して法第53条に基づく立入検査を行うこと。スクリーニングにあたっては、以下の事項に留意すること。

- 浄化槽台帳に集積された設置情報から、特に老朽化による本体や機材の劣化が予想される建築基準法に定める旧構造基準の方式（全ばっ気型、腐敗タンク型等）の既存単独処理浄化槽について着

目すること。

- 保守点検業者や清掃業者から得た管理情報から、既存単独処理浄化槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるもの、内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかなもののや劣化が著しいものについて着目すること。
- 既存単独処理浄化槽の放流先、既存単独処理浄化槽の放流水への条例に基づく水質規制の有無、近隣住民からの苦情通報の情報等にも着目すること。

なお、都道府県知事は、情報収集にあたっては、市町村と連携すること。また、11条検査の実施に併せて定期的に特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握すること。

第3章 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施

特定既存単独処理浄化槽に対する措置は、行政指導である助言又は指導（法附則第11条第1項）及び勧告（同条第2項）と、不利益処分である命令（同条第3項）とに大別される。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事前準備として、第2章2.に記載したとおり、浄化槽台帳（法第49条）に集積された情報、協議会（法第54条）や報告徴収制度（法第53条第1項）を通じて得た情報等から浄化槽をスクリーニングした上で選定を行い、立入検査（法第53条第2項から第4項）を行って特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行う。

1. 立入検査

（1）立入検査の実施

行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽管理者等の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない（法第53条第2項）。

都道府県知事がその職員に立入検査を行わせる場合には、環境衛生指導員に行わせることが通例であり（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第20条）、環境衛生指導員の資格は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第16条により、次のとおりとされている。

- ・ 医師、薬剤師又は獣医師
- ・ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した者（当該過程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- ・ 三年以上廃棄物の処理その他環境衛生に関する行政事務に従事した者であつて、環境衛生指導について十分の知識経験を有するもの

ただし、条例等において環境衛生指導員以外の職員も含めて立入検査の権限を定めている場合には、環境衛生指導員以外の職員に立入検査を行わせることができる。

立入検査を実施する場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない（法第53条第3項）。身分を示す証明書の様式は、規則様式第8号に定めるところによる。

法に基づく立入検査は、この法律を施行するため特に必要があると認めるとときに実施されるものであり、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない（法第 53 条第 4 項）。

立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、30 万円以下の罰金に処せられる（法第 64 条第 16 号）。

（2）指定検査機関との連携

特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行うためには専門的知識が必要であることから、居住者の承諾を得る際に、指定検査機関の同行を伝え、同意いただいた場合には、指定検査機関と同行して立入検査を実施することが望ましい。

同意いただけなかった場合であって、当該浄化槽管理者が 11 条検査を受検していたときは、その結果から特定既存単独処理浄化槽の判定が可能か、情報が不十分な場合にはどの情報を確認すれば判定が可能かを、指定検査機関と相談した上で、職員において立入検査を実施し、追加的に必要な情報を収集して特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を実施する。

同意いただけなかった場合であって、当該浄化槽管理者が 11 条検査を受検していないときは、11 条検査の受検を強く求める必要がある。浄化槽台帳に集積された情報や管理情報等からスクリーニングをした上で、立入検査の必要な浄化槽として選定されているので、当該浄化槽の 11 条検査の実施は生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときに該当し、法第 12 条の 2 第 2 項に基づく勧告を実施することができる。当該勧告に係る措置をとらなかったときは法第 12 条の 2 第 3 項に基づく命令をすることができ、命令に違反したときは 30 万円以下の過料に処せられる（法第 66 条の 2）。これらの手続を経てもなお 11 条検査を受検しないときは、職員において立入検査を行い、外形的状況や性能状況について写真を撮影して持ち帰り、後日指定検査機関にも確認いただいたうえで、特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を実施する。

2. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への助言又は指導

法に基づく特定既存単独処理浄化槽の措置は、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対する助言又は指導といった行政指導により、浄化槽管理者自らの意思による改善を促すことから始めることとされている。

（1）特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への告知

イ 行政指導の方式

助言又は指導に携わる者は、その特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対して、

- ・当該助言又は指導の趣旨及び内容
- ・当該助言又は指導の責任者

を明確に示さなければならない。

また、助言又は指導後の対応として、

- ・助言又は指導に係る措置を実施した場合は、遅滞なく当該助言又は指導を実施した者に報告すること
- ・助言又は指導をしたにも関わらず、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認められるときは、都道府県知事は勧告を行う可能性があること

についても、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対してあらかじめ示し、浄化槽管理者自

らの改善を促すよう努めるべきである。

助言及び指導は、口頭によることも許容されているが、浄化槽管理者から書面の交付を求められたときは、書面で交付しなければならない。

□ 助言又は指導の趣旨及び内容

特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者は当該特定既存単独処理浄化槽の状況を把握していない可能性があること等を考慮し、助言又は指導をする際には、

- ・当該特定既存単独処理浄化槽が現状どのような状態になっているのか
- ・周辺の生活環境にどのような悪影響をもたらしているか
- ・当該浄化槽管理者が、具体的に何をどのようにすればいいのか

等について、分かりやすく示すことが望ましい。

(2) 助言又は指導後の対応

都道府県知事の助言又は指導により、その対象となった特定既存単独処理浄化槽の状態が改善された場合、必ずしも報告書等の提出を求める必要はないが、改善の内容を浄化槽台帳に記載する。

一方、助言又は指導を受けた特定既存単独処理浄化槽が改善されないと認められるときは、都道府県知事は、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対し、繰り返し助言又は指導（書面での実施を含む。）を行うべきか、必要な措置を勧告すべきかどうか、勧告する場合はどのような措置とするか等について検討する。その際、法第54条に基づく協議会において協議すること等も考えられる。なお、協議会で協議する場合には、協議の過程で当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に係る個人情報が外部に漏えいすることのないよう、細心の注意を払う必要がある。

3. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への勧告

都道府県知事は、法附則第11条第1項に基づき助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置をとることを勧告することができる（法附則第11条第2項）。

勧告は、特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対して、必要な措置を講ずべきことを助言又は指導よりも強く促す行政指導である。そのため、2.(1)の助言又は指導と同様の方式、趣旨及び内容とする必要があることに加えて、措置の内容を明確にするとともに、勧告に伴う効果を当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に明確に示す観点から、書面で行うものとする。

措置の内容は、周辺の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内のものとしなければならない。また、勧告を受けた者が当該措置を行うのに通常要すると思われる期間（工事の施工に要する期間に一定の準備期間を加えた期間）を相当の期限として定める必要があるが、具体的の期間は対象となる特定既存単独処理浄化槽の状態、必要な措置の内容等によって異なる。

また、勧告の送達方法について具体的な定めではなく、直接手交、郵送などの方法から選択することが考えられる。勧告は、相手方に到達することによって効力を生じ、相手方が現実に受領しなくとも相手方が当該勧告の内容を了知しうるべき場所に送達されたら到達したとみなされるため、的確な送達の方法を選択すべきである。郵送の場合は、より慎重を期す観点から、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵便とすることが望ましい。

都道府県知事による勧告を受けた特定既存単独処理浄化槽が設置されている土地や当該特定既存単独処理浄化槽で汚水を処理している建築物が当該勧告後に売買等された結果として浄化槽管理者が変わった場合には、勧告の効力が失われるため、本来元の浄化槽管理者により講じられるべきであった措置の履行を促す観点から、新たに当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者となった者に対し、都道府県知事はできる限り迅速に、改めて勧告を講ずる必要がある（当然、助言又は指導から行う必要がある。）。

4. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への命令

都道府県知事は、法附則第11条第2項による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を命ずることができる（同条第3項）。

（1）弁明の機会の付与

当該命令は行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に定める不利益処分であることから、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない（同法第13条第1項第2号）。

弁明の機会の付与の通知は、

- ・予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- ・不利益処分の原因となる事実
- ・弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

を書面により通知して行う必要がある（同法第30条）。なお、行政庁が相当と認めるときは、聴聞手続とすることができます（同法第13条第1項第1号ニ）。

（2）命令の通知

措置の内容、措置に至った理由及び根拠法令を文書により浄化槽管理者に通知する（行政手続法第14条）。

当該命令は行政争訟の対象となる処分であり、当該命令に対し不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求を行うことができる。

法附則第11条に基づく特定既存単独処理浄化槽に対する措置は自治事務であり、同条に基づく処分を行う都道府県知事は、当該事務の遂行に関する行政機関としては、これ以上の上級行政庁を有しないことから、審査請求をすべき行政庁は、当該都道府県知事となる（行政不服審査法第4条第1号）。

したがって、命令の通知においては、同法第82条第1項の規定に基づき、

- ・当該処分につき不服申立てをすることができる旨
- ・不服申立てをすべき行政庁（当該都道府県知事）
- ・不服申立てをすることができる期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月。同法第18条）

について、示さなければならない。

（3）処分等の求め

平成26年の行政手続法改正により、処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）が創設され、平成27年4月1日に施行された（同法第36条の3）。

同条は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（そ

の根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。) がされていないと思ったときは、誰でも、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとしたものである。

- ・ 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ・ 法令に違反する事実の内容
- ・ 当該処分又は行政指導の内容
- ・ 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- ・ 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- ・ その他参考となる事項

地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）及び行政指導については、同法第3条第3項の規定により同法第36条の3の規定は適用されないが、地方公共団体の機関がする処分のうち、その根拠となる規定が法律に置かれているものであれば、同条は適用される。

法に基づく特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への命令については、処分の根拠となる規定が法律に置かれていることから、同条が適用され、都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽の措置に関して処分等の求めがあったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分をしなければならない。

5. 励告又は命令後の対応

都道府県知事の勧告又は命令により、その対象となった特定既存単独処理浄化槽の状態が改善された場合、必ずしも報告書等の提出を求める必要はないが、改善の内容を浄化槽台帳に記載する。

命令に違反した場合は、30万円以下の罰金が課せられる。

〔別紙1〕特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

〈外形的状況や性能状況〉

①重要項目

| 項目 | 参考となる事項 |
|-------|---|
| 浄化槽本体 | <ul style="list-style-type: none">・浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。・現場打ちの場合には、軀体部に著しい腐食・劣化がある。 |
| 水平の狂い | <ul style="list-style-type: none">・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流が形成されている。・水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。・水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。 |

②その他の項目

| 項目 | 参考となる事項 |
|------------|---|
| 浄化槽の内部設備 | <ul style="list-style-type: none">・各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落している。・構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は、破損・浮上・脱落等が生じている。 |
| 平面酸化床、散水ろ床 | <ul style="list-style-type: none">・著しい破損がある。・破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。・剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。 |
| ばつ気装置 | <ul style="list-style-type: none">・適切な水流が確保されていない。 |
| 消毒装置 | <ul style="list-style-type: none">・消毒設備が破損、脱落又は欠落している。・薬剤筒が適正に固定されていない。 |
| 流入管渠、放流水渠 | <ul style="list-style-type: none">・定常的に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。・流入升において、逆流や溢流がある。・放流先等からの逆流がある。・著しい破損または漏水がある。 |

〈周辺環境への影響〉

③周辺環境への影響

| 項目 | 参考となる事項 |
|----------|---------------------------------------|
| 悪臭等の発生状況 | 浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。 |
| 放流水の水質 | 放流水の透視度が 4 度(4 cm)未満である。 |
| 放流水質等の規制 | 条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。 |
| 井戸の設置状況 | 浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。 |

〈参考となる情報〉

④参考となる情報

| 項目 | 参考となる事項 |
|-----------|---|
| 過去の補修等の実績 | 以前に本体又は内部設備（②その他の項目に係る附帯設備を含む）で補修や部品の交換を行った実績がある。 |
| 浄化槽の構造基準 | 旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和 44 年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。 |

【別紙2】判定の考え方

「そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある状態にあると認められるもの」であることを判定する際は、以下の1. 若しくは2. に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）に該当、かつ3. に掲げる周辺環境への影響に該当するか否かにより判定する。以下に例示したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判定していく必要がある。

1. 重要項目

浄化槽本体の外見的形状が保持できず、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えることが明らかである項目として、以下の(イ)又は(ロ)に掲げる事項に該当するか否かにより判定する。

| | |
|---|--|
| (イ) 浄化槽本体の著しい破損又は変形、漏水の状況 | |
| 浄化槽本体に著しい破損や劣化、変形が発生しているか否か、槽本体から外部への漏水が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。 | |
| 調査項目例 | <ul style="list-style-type: none">・浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食又は劣化がある。 |

【切迫性の考え方】

- ・漏水が認められた場合は、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・旧構造基準（昭和44年建設省告示第1726号）に基づくFRP製既存単独処理浄化槽は、既に耐用年数の30年※1を超過しており、腐食や亀裂が確認された場合は、将来漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。
- ・旧構造基準（昭和44年建設省告示第1726号）に基づく鉄筋コンクリート製既存単独処理浄化槽は、汚水処理施設の鉄筋コンクリート構造物の標準耐用年数が50年※2であり、腐食や亀裂が確認された場合には、漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。

※1 FRP製浄化槽の耐久性に関する考察（公益財団法人日本環境整備教育センター 小川浩、大森英昭）

※2 下水道事業の手引きより抜粋（監修／国土交通省水管管理・国土保全局 下水道部）

【措置の考え方】

- ・耐用年数を超過した既存単独処理浄化槽において破損や亀裂、著しい変形、漏水等が認められた場合は、当該箇所を補修したとしても材質そのものが劣化しているため、他の箇所で何らかの異常が発生すると考えられることから、補修せずに合併処理浄化槽に交換することが望ましい。
- ・FRP製既存単独処理浄化槽の破損等を補修した場合、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修を行わなければならないおそれがあることから、係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。
- ・鉄筋コンクリート製既存単独処理浄化槽の破損等を補修する場合、安全面の観点から、上部鉄筋コ

ンクリートを除去する必要があることから、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

| | |
|---|---|
| (ロ) 浄化槽本体の著しい水平の狂い、浮上又は沈下の状況 | |
| 浄化槽本体の水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損が発生しているか否か、不均等な攪拌や短絡水流や堆積汚泥分布に著しい偏りが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。 | |
| 調査項目例 | <ul style="list-style-type: none"> ・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流が形成されている。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。 |
| 【切迫性の考え方】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・著しい水平の狂いや浮上又は沈下による管渠の亀裂や破損又はそのおそれがある場合、当該箇所から漏水が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた場合、空気配管や内部設備の破損や脱落、異常な水流の発生等、浄化槽の内部設備や附帯設備に複合的な異常をもたらすことは明らかであり、このことにより処理機能が著しく低下し、または汚泥の流出によって適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 | |
| 【措置の考え方】 | |
| 著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた既存単独処理浄化槽を補修する場合、槽本体を傷つけないよう掘り起こし、再度適正に据え付けなければならないことから、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。 | |

2. その他の項目

内部設備等の異常が原因で処理機能が低下し、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えるおそれが大きい項目として、以下の（イ）から（ホ）に掲げる事項に該当するか否かにより判定する。

| | |
|---|--|
| (イ) 浄化槽の内部設備 | |
| 各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落しているか否か、構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない、又は破損、浮上、脱落等が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。 | |
| 調査項目例 | <ul style="list-style-type: none"> ・各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落している。 ・構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は破損、浮上、脱落が生じている。 |
| 【切迫性の考え方】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・各室の隔壁や仕切板に破損や変形、脱落又は欠落により、異なる単位装置の槽内水が区別なく混じりあうなど、当該単位装置が所期の性能を発揮していないと判断される場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 | |

- ろ材や接触材が著しく破損している又は充填されていない他、槽内水のほとんどがろ材や接触材の間を通過していないと判断できる場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

- 部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不能」と判断する。
- 隔壁等が著しく破損している場合には、本体の補修同様、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修が必要となることから、係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

(ロ) 平面酸化床、散水ろ床

平面酸化床又は散水ろ床に、著しい破損や傾きが発生しているか否か、それにより汚泥等が特定の場所に著しく堆積したり破損部分から短絡したりして、不適正な水流が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

- | | |
|-------|--|
| 調査項目例 | <ul style="list-style-type: none"> 著しい破損がある。 破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。 剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。 |
|-------|--|

【切迫性の考え方】

- 散水樋の著しい破損や傾き、それによる偏った汚泥等の著しい堆積により、腐敗室流出水が散水樋をほとんど経由することなく流下している場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- 平面酸化床の著しい破損や傾き、それによる偏った汚泥等の著しい堆積により、腐敗室流出水が直接消毒室に移流しているなどの著しい短絡現象が認められる場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

- 散水樋や平面酸化床の著しい破損や傾きの補修には、手作業によるモルタル造形が必要な場合が多く、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。
- 部品が入手不可能な場合は「補修不能」と判断する。

(ハ) ばっ気装置（散気式・機械式）

不適正な水流が発生しているか否かなどを判断する。

- | | |
|-------|---|
| 調査項目例 | <ul style="list-style-type: none"> 適正な水流が確保されていない。 |
|-------|---|

【切迫性の考え方】

- ばっ気装置の破損等により、攪拌水流が停止あるいは著しく弱い場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

- 送風機から浄化槽本体までの地中で空気配管が破損している場合は、補修費用が高額になる場合があることに留意すること。

- ・機械式の場合は、修理に必要な部品が入手できない場合があることに留意すること。

(二) 消毒装置

消毒装置が破損、脱落又は欠落しているか否か、薬剤筒に固定不良があるか否などを基に総合的に判断する。

| | |
|-------|---|
| 調査項目例 | <ul style="list-style-type: none"> ・消毒装置が破損、脱落又は欠落している。 ・薬剤筒が適正に固定されていない。 |
|-------|---|

【切迫性の考え方】

- ・消毒設備が欠落している場合、処理水が未消毒のまま定常的に放流されていることは明らかで、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

- ・部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不能」と判断する。

(ホ) 流入管渠、放流水管渠

勾配不良や閉塞等による滞留や逆流、溢流が常態化しているか否か、放流先等からの逆流が常態化しているか否か、管渠に著しい破損又は漏水があるか否かなどを基に総合的に判断する。

| | |
|-------|---|
| 調査項目例 | <ul style="list-style-type: none"> ・定常時に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・流入升において、逆流や溢流がある。 ・放流先等からの逆流がある。 ・著しい破損又は漏水がある。 |
|-------|---|

【切迫性の考え方】

- ・著しい破損又は漏水、溢流が生じている場合、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・放流先等からの逆流がある場合は、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

- ・管渠の勾配不良や管渠途中の破損や漏水等の補修にかかる費用は、相當に高額になる可能性があることに留意すること。

3. 周辺環境への影響

生活環境及び公衆衛生上重大な支障をきたす恐れがあるか否かを判定するにあたり、下記の項目を確認する。

周辺環境への影響

| | |
|-------|--|
| 調査項目例 | <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。 ・放流水の透視度が4度(4cm)未満である。 ・条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。 ・浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。 |
|-------|--|

4. 参考となる情報

特定既存単独処理浄化槽の措置を判定するにあたり、参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に、以下に掲げる事項に該当するか否かを確認する。

| | |
|--|---------------------------|
| (イ) 過去の補修等の実績 | |
| 以前に本体又は内部設備の補修を行った実績があるか否かについて、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。 | |
| 調査項目例 | 以前に本体又は内部設備の補修等を行った実績がある。 |
| 【切迫性の考え方】 | |
| <ul style="list-style-type: none">以前に本体の補修を行った実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、漏水が発生する蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。以前に内部設備の補修を行った実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 | |
| 【措置の考え方】 | |
| 以前に本体又は内部設備の補修等を行った実績がある場合、繰り返し補修が必要となることから、かかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。 | |

| | |
|---|---|
| (ロ) 処理槽の構造基準 | |
| 旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和 44 年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）であるか否かを確認して、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。 | |
| 調査項目例 | 旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和 44 年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。 |

〔別紙3〕特定既存単独処理浄化槽の措置の参考となる考え方

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯設備の交換を行うかの判定を行うことになる。

なお、以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

(1) 除却

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられる。

〔別紙1〕特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項より、「除却」の措置の判断として以下のケースを例示する。

■ケース1：

「①重要項目」に1つでも該当かつ「③周辺環境への影響」に1つでも該当

■ケース2：

「②その他の項目」に複数該当かつ「③周辺環境への影響」に1つでも該当かつ「④参考となる情報」に1つでも該当

(2) 補修や附帯設備の交換

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や附帯設備の交換を措置として求めて単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられる。この場合においても、補修や附帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、附帯設備が破損、変形、脱落等が再発したりすることで、周辺環境への影響が懸念する事態になり緊急性が高まることがありえる。

「補修や附帯施設の交換」の措置の判断としては、特定既存単独処理浄化槽に該当するが「除却」の措置に該当しない特定既存単独処理浄化槽が対象になると考えられる。